

京情審答申第109号  
平成27年8月6日

京都府教育委員会  
教育長 小田垣 勉 様

京都府情報公開審査会  
会長 山本克己

公文書非公開決定（不存在等）に係る異議申立てに対する  
決定について（答申）

平成26年6月12日付け6教職第492号で諮問のあった事案について、次  
とおり答申します。

## 第1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が非公開（不存在）とした判断は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成25年11月12日、異議申立人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、別紙1を内容とする公文書の公開の請求（以下「本件請求」という。）をした。
- 2 平成25年11月26日、実施機関は、条例第10条第1項及び第2項の規定により別紙2の公文書非公開（不存在）決定処分及び別紙3の公文書公開決定処分を行い、同日、異議申立人に公文書公開決定通知書及び公文書非公開決定通知書（不存在等）を送付した。
- 3 平成26年1月17日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、上記のうち、別紙2の処分（以下「本件処分」という。）を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成26年6月12日、実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件申立てに対する決定について諮問した。

## 第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

### 1 寄宿舎指導員採用選考試験について

教育に携わる教職員の採用の在り方については、国民の注目が強まり、公正な選考に向けた改革が志向されている。

京都府においても、教員採用に関する情報公開は拡大する方向に動いてきた。

しかしながら、寄宿舎指導員採用選考試験の公開状況は、教員採用選考試験の水準から遅れをとっている。

「そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表がこれを行使し、その権利は国民がこれを享受する」と日本国憲法前文にうたわれている。行政機関が保有する情報及び公文書は、原則として何人に対しても、その請求に応じて公開されなければならない。その理念は、条例の前文にも明示されている。

寄宿舎指導員は、特別支援学校の教育を担う教育職であり、その採用は、憲法の理念にのっとり、子どもの発達を保障する専門的力量及び資質を有する志願者を選考し、確保する行為である。寄宿舎指導員の採用について、保護者及び府民がどのような教育力量を持った人物を採用してほしいかの意見を述べ、関与していく道筋が必要である。

寄宿舎指導員採用選考試験は、選考によって行われている。選考とは、一定の基準と手続の下に、志願者の職務遂行能力を測定するものである。選考に当たっては、平等取扱いの原則、恣意的採用の禁止、雇用の安定及び身分保障並びに公正、明朗及び適切な選考及び採用の実施の原則が遵守されなければならない。これを実証的に点検し、吟味する上で、情報の公開が不可欠である。

今回非公開とされた情報は、人物重視等の名の下に行われる選考において極めて重要な位置を占め面接の在り方そのものに関わるし、また、公開された情報も異議申立人が求める情報公開には不十分である。

## 2 本件処分について

- (1) 「筆記試験（小論文・一般教養及び職務に関する専門的知識）の問題作成・決定及び採点を行っている機構・メンバーに関する情報（固有名詞を除く。）」及び「1次集団面接・2次個人面接の質問内容の作成・決定を行っている機構・メンバーに関する情報（固有名詞を除く。）」を記載した文書（以下「試験問題作成等機構・メンバー情報文書」という。）について

教員採用選考試験においては、試験問題作成等機構・メンバー情報文書に相当する文書が作成されていることから、寄宿舎指導員採用選考試験においても、そのような公文書が存在すると考えられし、現に試験問題が作成されていることから、その問題の作成者並びに質問内容の決定者及び採点者に関する文書が存在するはずである。

特別支援学校の教育を行い、専門性が求められる寄宿舎指導員の採用選考試験において、その専門性を問う内容で問題が作成されているのかを検証するためにも、問題作成等を行っている機構やメンバーに関する情報は重要で、府民の知る権利が保障されるべきである。

実施機関の説明によると、筆記試験の問題作成については、教員採用選考試験の委嘱を行う際に、寄宿舎指導員の問題作成も口頭で

依頼しているとのことである。もしそのとおりであるなら、特別支援教育を担う重要な寄宿舎指導員採用選考試験の問題作成を口頭で依頼することは、あまりにも安易であり、甚だ疑問である。

仮に、問題作成が口頭で依頼されたとしても、その判断及び決定する機関が必ず存在するはずであるし、依頼する時の原稿があるはずである。さらに、誰が、いつ、どのように依頼しているかについても不透明であるため、関連する文書を広範囲に捉え、関係する文書の公開を求める。

公開された文書のうち、「平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験事務委嘱予定会議」には、「寄宿舎指導員の試験を実施する場合は別途依頼する。」と書かれており、平成26年4月付けの「問題作成担当者一覧（案）」には、固有名詞はないが担当者が示されている。このことから考えると平成26年度採用分についても、なんらかの文書が存在したと考えられるので、関係する文書の公開を求める。

面接における質問内容に関して、公開されている面接官への説明資料には質問例があるが、寄宿舎指導員の専門性を問う内容がない。寄宿舎指導員の採用選考試験の面接で、専門性を問う質問がされるはずである。また、質問は、面接官の個人的判断で行うものではなく、一定の共通理解があつてなされるべきである。

実際の面接で受験者から得た情報では、どの受験者に対しても、ほぼ共通の質問がされていることから、あらかじめどのような質問をするかについての意思統一が図られていると考えられるため、その意思統一を図るための文書に係る公開を求める。

- (2) 平成25年度寄宿舎指導員採用選考試験の実施に関する総合的なまとめと平成26年度寄宿舎指導員採用選考試験における改善の検討過程及びその結果に関する情報（以下「まとめ・改善検討過程経過情報」という。）について

検討が何もないまま寄宿舎指導員採用選考試験実施要項が作成されることは考えられない。この4年間で試験の実施時期及び試験内容の変更があることから、採用試験の実施後に何らかのまとめや実施に向けた検討がされているはずであるし、行政の文書主義に照らし、記録等が存在するはずである。

検討された経過も含め、公文書の対象を広範囲に捉えて、改めて公開を求める。

- (3) 寄宿舎指導員をはじめ、臨時の任用及び非常勤教職員経験に対する考慮に関する情報を記載した文書（以下「寄宿舎指導員等経験考慮情報文書」という。）について

寄宿舎指導員としての経験が、教科等に関する知識や理解という

一定の専門性を有していることには該当しないと実施機関は言うが、納得できるものではない。その判断に至った経緯や根拠、それらに関わる文書の公開を求める。

実施機関は、教員採用選考試験の場合は、授業の経験があり、知識理解を量ることができることから試験を免除しているが、寄宿舎指導員採用選考試験の場合は、授業を行っているわけではないため、知識理解を筆記試験でしか量することができないことから、考慮することもできないし、する必要もないで一切検討しておらず、文書は存在しないと主張する。

しかしながら、教員採用選考試験における臨時的任用・非常勤教員としての経験は、寄宿舎指導員採用選考試験における臨時的任用・非常勤寄宿舎指導員としての経験と全く同等である。

すなわち、寄宿舎指導員としての経験により、職務に関する一定の専門性を有していると考えることが妥当である。

寄宿舎における勤務経験を考慮して、試験の一部免除について検討しているはずであり、それに係る公文書も存在すると考える。

(4) 今後の寄宿舎指導員の採用計画に関する情報を記載した文書（以下「寄宿舎指導員採用計画情報文書」という。）について

定年退職者を年齢から特定することができ、正規の寄宿舎指導員の今後の予定総数や定数等に關わる何らかの文書が存在すると考える。特別支援学校の教育を担う寄宿舎指導員の採用計画について、関係する文書が全く存在しないとは考えがたく、定数等を見通す関連文書に幅を広げた情報の公開を求める。

また、採用に關わる判断の材料となる「寄宿舎指導員の配置状況等について」が本件請求を受けて公開されたが、採用に關わる判断の材料となる公文書が他にも存在するのではないかと考える。採用計画に關わる公文書の範囲をさらに広げ、その全ての公開を求める。

## 第5 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書及び実施機関の職員の口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

### 1 試験問題作成等機構・メンバー情報文書について

筆記試験の問題の作成、決定及び採点を行っている機構及びメンバーに関する情報については、寄宿舎指導員採用選考試験は毎年必ず実施するということではなく、年度ごとに翌年試験を実施するかどうかを決めている。そして、教員採用選考試験の特別支援学校分の問題作成の委嘱を行う際に、寄宿舎指導員採用選考試験を行うこととなった場

合にはその問題作成もお願いする旨口頭で依頼しているため、公文書としては作成していない。

また、教員採用選考試験と同様、面接試験の質問内容は詳細に決めてはいない。既に公開している京都府立学校寄宿舎指導員採用選考試験実施要領においては、担当者が前年度を参考に、例えば貧困問題等その年度に問題になっているようなことを書き加えて、面接質問例として出している。

面接官が面接質問例等を参考にしながら独自に質問しているため、統一的な質問事項を記載した公文書は作成していない。

## 2 まとめ・改善検討過程経過情報について

教員採用選考試験と同様に、翌年度の採用計画を立てる打合せの際に、前年度と同じ担当者が、前年度の試験の評価及び反省についても話し合うが、この打合せは口頭で行っており、公文書は作成していない。

## 3 寄宿舎指導員等経験考慮情報文書について

教員採用選考試験の場合は、2年以上の講師経験のある者については、一定の専門性、知識自体があると捉えて、筆記試験の一部を免除している。

教員採用選考試験の場合は、授業の経験があり、知識理解を量ることができるために試験を免除しているが、寄宿舎指導員採用選考試験の場合は、授業を行っておらず、知識理解を筆記試験でしか量ることができないため、一切検討しておらず、文書は存在しない。

## 4 寄宿舎指導員採用計画情報文書について

本件請求に対し、平成25年11月26日付け 5 教職第775号の公文書公開決定で、該当する公文書として「寄宿舎指導員の配置状況等について」の公開を実施しており、異議申立人の不存在であるとの主張は失当である。

定年退職だけであれば見込みを立てることはできるが、定年以外の理由で退職する者がいるため、採用計画を立てるのは難しく、文書は作成していない。

## 第6 審査会の判断理由

### 1 対象文書について

異議申立人が公開を求めているものは、別紙2の表の「公文書の件名及び内容」欄に掲げる情報を記載した文書である。

## 2 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

異議申立人は、公開請求内容に該当する公文書の検索が不十分である旨主張していることから、これについて検討し、判断することとする。

### (1) 試験問題作成等機構・メンバー情報文書について

異議申立人は、教員採用選考試験では、試験問題作成等機構・メンバー情報文書に相当する文書が作成されていることから、寄宿舎指導員採用選考試験においても、公文書が存在するはずであり、また、現に試験問題が作成されていることから、その問題の作成者並びに質問内容の決定者及び採点者に関する文書が存在するはずであると主張する。

実施機関に確認したところ、筆記試験（小論文・一般教養及び職務に関する専門的知識）の問題作成・決定及び採点を行っている機構・メンバーに関する情報については、寄宿舎指導員採用選考試験は毎年必ず実施するということではなく、年度ごとに翌年試験を実施するかどうかを決めており、教員採用選考試験の問題作成の委嘱を行う際に、特別支援学校の問題作成も口頭で依頼しているとのことであった。

また、一次集団面接及び二次個人面接の質問内容の作成及び決定を行っている機構及びメンバーに関する情報については、教員採用選考試験と同様、寄宿舎指導員採用選考試験においても面接試験の質問内容の作成依頼はしていないとのことであった。

これらのことについて、実施機関の説明に不合理な点はなく、また、これを覆し、異議申立人が主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、これらの文書については、不存在であると考えることが相当である。

### (2) まとめ・改善検討過程経過情報について

異議申立人は、検討が何もないまま寄宿舎指導員採用選考試験実施要項が作成されるとは考えられず、この4年間で試験の実施時期及び試験内容の変更があることから、何らかのまとめや検討がされているはずであり、その記録等が存在するはずである旨主張する。

実施機関に確認したところ、教員採用選考試験と同様に、翌年度の採用計画を立てる打合せの際に、前年度と同じ担当者が、前年度の試験の評価及び反省についても話し合うが、この打合せは口頭で行っており、公文書は作成していないとのことであった。

のことについて、実施機関の説明に不合理な点はなく、また、

これを覆し、異議申立人が主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、これらの文書については、不存在であると考えることが相当である。

### (3) 寄宿舎指導員等経験考慮情報文書について

異議申立人は、教員採用選考試験においては、臨時的任用及び非常勤教職員の経験によって一次試験の一部の試験免除が実施されていることから、寄宿舎指導員採用選考試験についても、同等の検討がなされ、それに対する文書が存在するはずであると主張する。

実施機関に確認したところ、教員採用選考試験とは異なり、一次試験での試験免除の実施は全く検討しておらず、文書は作成していないとのことであった。

このことについて、実施機関の説明に不合理な点はなく、また、これを覆し、異議申立人が主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、これらの文書については、不存在であると考えることが相当である。

### (4) 寄宿舎指導員採用計画情報文書について

異議申立人は、定年退職者を年齢から特定することができ、正規の寄宿舎指導員の今後の予定総数や定数等に関わる何らかの文書が存在するはずであり、特別支援学校の教育を担う寄宿舎指導員の採用計画について、関係する文書が全く存在しないとは考え難いと主張する。

実施機関に確認したところ、当該年度の寄宿舎指導員の採用に係る判断材料となる該当公文書「寄宿舎指導員の配置状況等について」を公開しているが、採用計画を立てる際にその都度見込みを出して計画を立てているため、今後数年間にわたるような文書は作成しておらず、公文書は存在しないことであった。

このことについて、実施機関の説明に不合理な点はなく、また、これを覆し、異議申立人が主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、この文書については、不存在であると考えることが相当である。

## 3 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 26 年 6 月 12 日	諮問書の受理
平成 26 年 6 月 25 日	実施機関の理由説明書の受理
平成 26 年 7 月 10 日	異議申立人の意見書の受理
平成 26 年 11 月 12 日	第 1 回審査会
平成 27 年 2 月 17 日	第 2 回審査会
平成 27 年 3 月 13 日	第 3 回審査会
平成 27 年 6 月 17 日	第 4 回審査会
平成 27 年 7 月 29 日	第 5 回審査会
平成 27 年 8 月 6 日	答 申

(別紙1)

## 公文書公開請求に係る請求内容

- 1 受験者数、1次試験合格者数、名簿登載者数の性別・年代別一覧に関する情報
- 2 筆記試験（小論文・一般教養及び職務に関する専門的知識）の問題作成・決定及び採点を行っている機構・メンバーに関する情報（固有名詞を除く）
- 3 筆記試験（小論文・一般教養及び職務に関する専門的知識）の問題、配点、正解、採点基準に関する情報
- 4 1次集団面接・2次個人面接の要項と評価基準、評価区分に関する情報
- 5 1次集団面接・2次個人面接の質問内容の作成・決定を行っている機構・メンバーに関する情報（固有名詞を除く）
- 6 1次集団面接・2次個人面接の面接官用「質問事項（具体例・禁止事項などを含む）マニュアル」「評価記入用紙」に関する情報
- 7 1次集団面接・2次個人面接実施時における面接官用資料に関する情報
- 8 各試験結果（点数・評価）の集計一覧に関する情報
- 9 最最終的な合否判定基準に関する情報
- 10 平成25年度寄宿舎指導員採用選考試験の実施に関する総合的なまとめと、平成26年度寄宿舎指導員採用選考試験における改善の検討過程及びその結果に関する情報
- 11 寄宿舎指導員をはじめ、臨時の任用及び非常勤教職員経験に対する考慮に関する情報
- 12 受験年齢制限など受験資格の決定に関する情報
- 13 今後の寄宿舎指導員の採用計画に関する情報

(別紙2)

異議申立ての対象となった処分

番号	公文書の件名又は内容	決定内容	該当請求項目
1	筆記試験（小論文・一般教養及び職務に関する専門的知識）の問題作成・決定及び採点を行っている機関・メンバーに関する情報（固有名詞を除く）	非公開 (不存在)	2
2	1次集団面接・2次個人面接の質問内容の作成・決定を行っている機関・メンバーに関する情報（固有名詞を除く）	非公開 (不存在)	5
3	平成25年度寄宿舎指導員採用選考試験の実施に関する総合的なまとめと、平成26年度寄宿舎指導員採用選考試験における改善の検討過程及びその結果に関する情報	非公開 (不存在)	10
4	寄宿舎指導員をはじめ、臨時の任用及び非常勤教職員経験に対する考慮に関する情報	非公開 (不存在)	11
5	今後の寄宿舎指導員の採用計画に関する情報	公開	13

(別紙3)

異議申立ての対象となっていない処分

【全部公開】

請求項目 の番号	公文書の件名
1 1及び8	平成26年度京都府立学校寄宿舎指導員採用選考試験に係る合否判定会議について
2 1及び9	平成26年度京都府立学校寄宿舎指導員採用候補者名簿登載者の決定について
3 3	平成26年度京都府立学校寄宿舎指導員採用選考試験第1次試験筆記試験 問題回答用紙 解答例
4 4及び12	平成26年度京都府立学校寄宿舎指導員採用選考試験の実施について
5 4及び9	平成26年度京都府立学校寄宿舎指導員採用選考試験合否判定基準の公開について
6 6及び7	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 平成26年度京都府公立学校教員採用選考試験（寄宿舎指導員採用選考試験を含む）第1次面接試験説明会の実施について</li><li>・ 平成26年度京都府公立学校教員採用選考試験等第2次面接試験面接委員説明会の実施について</li></ul>
7 8及び9	平成26年度京都府立学校寄宿舎指導員採用選考試験第2次試験の合否判定会議の開催について